

産業廃棄物処理施設設置の事業計画に係る合意の形成の判断について

下記1の事業計画に係る合意の形成について下記2のとおり判断しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号。以下「条例」という。)第27条第3項で準用する第26条第1項の規定によりお知らせします。

記

1 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
株式会社RENERGY 代表取締役 大塚 雅之
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野字段下1021番 外7筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
油化施設(小規模産業廃棄物処理施設)

2 合意の形成の判断結果

条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていない。(条例第27条第3項において準用する第26条第1項第3号)

<判断の理由>

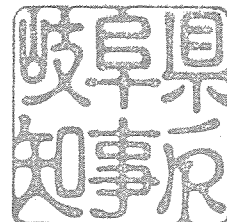
事業者の見解は一定の水準に達した説明・回答がされており、異議申立者が主張する内容については既に回答がされていることから、異議申立ての内容をもって、事業者の取組が不十分であるとまでは言えない。

また、事業者の1回目の見解について意見書を提出した関係住民の中に、事業者の2回目の見解に対して、計画地周辺的生活環境の保全上の観点から理解を示していない者が認められる。

これらのことから、1回目の合意の形成の判断と同じく、条例第26条第1項第3号「この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき」に該当すると判断する。

令和8年3月30日

岐阜県知事 江崎 禎英



問合せ先

〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
揖斐県事務所環境課

TEL: 0585-23-1111 (内線: 448)